

## 競争入札の心得（総合評価落札方式（簡易型））

### （目的）

第1条 この心得は、河南町が行う総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### （法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、その他の法令並びに河南町財務規則（昭和63年河南町規則第2号）及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者として適切な態度を保持しなければならない。

### （入札参加資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 町の有資格者名簿に登載されていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 入札の公告（以下「公告」という。）の日から入札（開札）の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
  - ア 河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成25年河南町告示第122号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）の規定による入札等

排除措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(6) 河南町議会議員（以下「議員」という。）が実質的に経営に携わる法人並びに議員が役員と同程度の執行力と責任を有する事業者等（河南町政治倫理条例（平成20年河南町条例第15号）第2条第2号に規定する事業者等をいう。以下本号及び次号において同じ。）に該当する者

(7) 議員の配偶者もしくは1親等以内又は同居の親族が経営する事業者等に該当する者

（入札保証金）

第4条 入札参加者は、入札（開札）日の前日までに入札書に記載する予定金額に105/100を乗じて得た額の3/100以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者等に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金還付請求により還付する。

4 落札者が第16条第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はこれを還付しない。

5 前項の場合において、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

（入札等）

第5条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟知のうえ、指定された方法で入札しなければならない。

（入札書等の提出）

第6条 入札参加者は、次の各号の定めるところにより、入札書等を公告に示された方法で提出しなければならない。

(1) 入札参加者は、有資格者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に

委任している場合は、営業所等の代表者)とし、代理人による入札は認めない。

- (2) 入札参加者は、郵便で提出した後は開札の前後を問わず、入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札(開札)日の前日まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 町長は、災害その他やむを得ない特別の事情がある場合は、入札を中止又は延期することがある。

- 3 前2項の規定による当該入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、町はその損害を補償しない。

(無効の入札)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
  - (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者(入札保証金の納付を免除された者を除く。)のした入札
  - (4) 入札に際して連合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
  - (5) 記名押印を欠く入札
  - (6) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
  - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不鮮明である入札
  - (8) 予定価格を当該入札の事前に公表した場合において、当該予定価格を超えて行った入札
  - (9) 同一事項に対して、同一人が2通以上した入札
  - (10) 内訳書の価格と異なる価格でした入札
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格)

第11条 開札から落札者決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
  - (2) 暴力団排除措置要綱の規定による入札等排除措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
  - (3) 町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (入札金額の記載)

第12条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第13条 落札者の決定については、次の各号のすべての要件に該当する有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者(低入札価格調査の失格基準を設けている

場合にあつては、その失格基準価格以上の価格で入札した者に限る。)を落札候補者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、あらためて入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札候補者となった場合における落札者は、低入札価格調査により契約内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係わる品質等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること

2 前項の場合において、落札者の決定にあたり改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとした場合は、学識経験者の意見聴取後、落札者を決定するものとする。

3 低入札価格調査制度を採用した入札で、落札候補者がした入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を失格とし、入札した他の者のうち評価値の最も高い者又は次順位者を落札候補者とする。

(評価値の最も高い者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第14条 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、別に定める方法でくじを実施し、落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。

(契約保証金)

第15条 落札者は、当該契約を締結するにあたり契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)未満の価格で入札した者との契約に係る契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約金額の100分の30以上とする。

(契約書の提出)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日以内(河南町の休日をも定める条例(平成元年河南町条例第31号)第1条第1項に規定する休日を除く。)に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者は前項に定める契約書の提出と同時に、河南町暴力団排除条例(平成25

年河南町条例第21号)第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出させるものとする。ただし、税込の落札金額が500万円未満の場合は提出を省略することができる。

- 3 落札者が第1項に定める期間内に契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第11条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。この場合、町は一切の責めを負わないものとする。
- 5 前2項の規定により契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はこれを還付しない。
- 6 前項の場合において、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(仮契約)

第17条 河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年河南町条例第9号)第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたときをもって本契約となる。

- 2 落札者決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者が第11条各号のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結しないこと又は仮契約の解除を行うことがある。この場合、町は一切の責めを負わないものとする。
- 3 前項の規定により仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、違約金として落札者から落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、金額を記さない設計書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成25年12月1日から施行する。